

質 問

平成20年12月18日

瀬戸市議会 議長 様

水 野 昇

電話 090-3156-1688

貴職におかれましては、市民の生活向上に向け日々のご活躍に対し感謝申し上げます。
さて、今般の、市長直轄事業の「せと赤津工業団地の事業凍結」という非常事態での説明を市長に求めるという、ごく普通の議員の要求から端を発した議会の対処について、疑義を感じここにご質問申しあげます。

特に、「せと赤津工業団地」は、昨年の市長選挙の際示された、マニフェストに沿った事業の凍結ですから、行政監視という議員の仕事の本質から説明を求めるのが当然です。
現市長が任期中の仕事、市長が市民に約束した「未来に向けさらなる進化を！」が頓挫する内容の事業凍結ですから、本来なら議員が質問するまでもなく、市長自身が説明することが当たり前、常道です。

その当たり前な議員の質問に市長がその説明をしない、いやさせないことは、市民に対する説明責任をも放棄する行政最高執行者としての資質をも疑う事態とも考えられる。

昨年の選挙は、マニフェスト元年とも称されました。

このことは、市長と市民との間で政策契約がされた事です。

行政監視が主な任務である議員は、その政策契約には特に目を配る責任があると考えます。

以下、行政監視を司る議長の見解を求めます。

一、市長答弁を命じなかった理由は。

二、「一般質問については市長答弁を求めないという取り決めがある。」ことで、1992年以降の議会運営委員会会議録に記録があったか、無いのかの無ければ、当然市長に答弁を求めることは自然であり、市長自身が答弁するのが当然と考えるが、見解は。

三、いやしくも本会議場での質問を、当事者からの申し出なく、拒んでいるのに、強権的に発言を取り消すことに対し地方自治法129条1項を適用したと聞くが、取り消すほどの議会紛糾と判断した根拠は。

又、取り消すことにより発言内容を市民が知ることが出来ないことに対する考えは。

四、議員が市長答弁を求めた場合、今後の扱いは如何にされますか。

添付

- 1, 平成19年4月22日執行瀬戸市長選挙時の選挙公報
- 2, 関連新聞記事・見解

平成 19 年 4 月 22 日執行

瀬戸市長

未来に向けて、さらなる進化を！

市民のみなさんと一緒になって取組んできた瀬戸のまちづくり。
私たちのまち瀬戸には大きな力がはぐくまれてきました。
それは、みなさんの一人ひとりの力であり、私たちのまちの宝であります。
準備は整いました。
いよいよ夢と希望にあふれる未来に向けてさらなる進化が始まります。



無
所
属

ます
おか
錦也

き
ん
や

71 歳

1 「未来への新たなステージ」への進化

- 愛・地球博の成果を未来へつなぎます。
- 産業都市瀬戸の再生をめざします。
- 交流都市の交通基盤を整備します。

2 「賑わいと躍動のまち」へのさらなる進化

- 賑わいと交流のステージを繰り広げます。
- まちづくりは人づくり。学びの環境をさらに整備します。

3 「安全と安心の住みやすいまち」へのさらなる進化

- 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりに取組みます。
- 生きがいをもって安心して暮らせるやすらぎのまちづくりに取組みます。
- 安全なまちづくりに地域のみなさんとともに取組みます。
- 快適な生活交通の向上に取組みます。
- 持続可能な循環型都市に向けて取組みます。

4 「市民と創る新たな自治体」へのさらなる進化

- 市民が活躍する新しい地域社会づくりに取組みます。
- 「小さな市役所」で大きなサービスをめざします。

投票日： **4月22日**（日）

「市長答弁求めない」発言で一時紛糾

瀬戸市議会

瀬戸市議会は三日、本会議で市議が市長答弁を求めたのに対し、別の市議が「市長答弁を求めないという取り決めがある」と発言、一時紛糾した。

せと赤津工業団地の事業凍結に絡み、原田学氏（共産）が「市長の目から説明責任を果たすべきだ」と発言。足立利夫氏（市民ク）が「過去に一般質問については市長の答弁を求めないという取り決めがある、議会運営委員会で話し、やるならやるという形を決めてもらえばいい」と発言した。

これを受け、約一時間後に再開した本会議で延会が決定「取り決め」については、議会事務局が記録を調べており、今後、議会運営委員会で議論していくことになった。

2008年12月4日(木曜日)中日新聞

「足立氏の発言取り消しを決定」

瀬戸市議会委

瀬戸市議会の三日の本会議で「一般質問については市長答弁を求めないという取り決めがある」と足立利夫氏（市民ク）が発言した問題で、議会運営委員会は15日開き、議長命令で発言を取り消すことを決めた。

議会事務局によると、1992年以降の議会運営委員会などの記録を調べたが、取り決めに関する文書はなかった。

議長が足立氏に発言取り消しを要請したが応じなかったため、18日の本会議で議長が発言取り消しを命じることにした。

2008年12月16日(木曜日)中日新聞

問題点1：質問者が市長答弁を求めたことに、他の議員が「市長答弁を求めないという取り決めがある。」と発言し、市長答弁を妨害した。

= 質問議員の権利を侵害した。議会制民主主義の根幹に関わる問題。

問題点2：「市長答弁を求めないという取り決めがある。」の発言部分について、議会運営会議の結論をもって、議長が発言者に取り消しを求めたが応じないので、議長が取り消しを命じた。

下記、自治法129-1が根拠

= 議事録から削除される事により、市民の知る権利を奪う事である。

それに、発言者は、議会運営委員会で市長答弁実施の是非の取り決めを問うているのだから、今後のために市長答弁させるか、させないかを定めるべき。

地方自治法 第二編・普通地方公共団体 第六章・議会 第九節・規律

第129条1項 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反し
その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、
又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議
が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

問題点1の扱いは、議会制民主主義の具現者である議員の権利を阻害したことは、

地方自治法 第二編・普通地方公共団体 第六章・議会 第十節・懲罰

を適用すべきで、権利阻害された質問者が懲罰を求めることが、(若しくは同席議員)民主主義具現者としての議員の責任であり常道である。

又、質問阻害議員は、市長答弁をするか否かも議会運営委員会に委ねているのだから、その回答を出さない議会運営委員会の運営も問題。

いやしくも問題点2で解決をする事は、民主主義の主体である市民から事実を隠蔽することであり、市民の権利を奪う大罪である。